

兵庫県公報

令和8年6月19日 金曜日 第729号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和8年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）	1
○ 緊急防災等工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	4
公 告	
○ 令和8年兵庫県功労者表彰（秘書課）	5
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	9
○ 入札公告（デジタル改革課）	11
○ 随意契約の相手方等の公示（同）	13
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	18
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	18
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	19

告 示

兵庫県告示第612号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する令和8年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 免許職種、試験日時及び試験場所

区 分	免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所
学科試験 (指導方法)	全職種	令和8年9月18日（金） 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通4丁目22番15号

なお、実技試験及び学科試験のうち関連学科は実施しない。

2 試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 試験の免除

(1) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第46条及び別表第11の

3に該当する者は、実技試験及び学科試験の一部又は全部の免除を受けることができる。

- (2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、下記6の(3)の申請書類の提出期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。

4 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

- (2) 上記(1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 拘禁刑(※)以上の刑に処せられた者

※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 合否判定基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

6 受験手続

- (1) 受験申請書類

ア 受験申請書

イ 受験資格を証明する書類

- (2) 申請書類の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部能力開発課人材育成班

- (3) 受験申請書類の提出期間

令和8年7月27日（月）から同年8月17日（月）まで

（受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送による場合は、簡易書留とし、令和8年8月17日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (4) 受験手数料

3,100円（全免除者の受験手数料は不要）

手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付、または電子納付とする。

- (5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

- (6) 全免除者の受験手続

全免除者の受験手続は上記の申請書類の提出期間に限らず、通年で行うことが可能であり、全免除者は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は受験申請書類と併せて、免許申請書を提出するものとする。また、全免除者が免許申請書を提出する場合は、併せて免許交付手数料を納付すること。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は、受験票は送付しない。

7 合格発表

令和8年10月9日（金）に県ホームページに掲載するとともに、合否結果を本人あてに通知し、合格者には合格証書、一部合格者には一部合格証書を交付する。全免除者の合格発表は、本人あてのみ通知する。

8 その他

- (1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部能力開発課、各県民局・県民センター及び公共職業能力開発施設において配布する。

- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒（角形2号）（宛先を明記の上180円分の切手を貼る。）を添えて、兵庫県産業労働部能力開発課に申し込むこと。

- (3) 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部能力開発課人材育成班

電話（078）362-3369（直通）

~~~~~

**兵庫県告示第613号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災等工事計画を令和8年6月4日に定めたので、緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名  
農村地域防災減災事業
- 2 地区名  
滝池地区
- 3 縦覧の期間  
令和8年6月19日から同年7月9日まで
- 4 縦覧の場所
  - (1) 淡路市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (2) 兵庫県のホームページ  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/takiike-shinki.html>

~~~~~

兵庫県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和8年6月1日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名
農地中間管理機構関連農地整備事業
- 2 地区名
八幡北地区
- 3 縦覧の期間
令和8年6月19日から同年7月9日まで
- 4 縦覧の場所
 - (1) 南あわじ市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 兵庫県のホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/yahatakita-henkou.html>

~~~~~

**兵庫県告示第615号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和8年6月1日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 事業名 農村地域防災減災事業

2 地区名 鮎屋川地区

3 縦覧の期間

令和8年6月19日から同年7月9日まで

4 縦覧の場所

(1) 洲本市役所、南あわじ市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 兵庫県のホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/aiyagawa-henkou.html>



**兵庫県告示第616号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 (1) 調査を行った者の名称

尼崎市

(2) 調査を行った期間

令和3年10月から令和4年12月まで

(3) 成果の名称

尼崎市（寺町、西御園町の一部、西桜木町の一部、東桜木町の一部、西本町北通五丁目の一部、西本町五丁目の一部、汐町の一部）の街区境界調査図及び街区境界調査簿

(4) 調査を行った地域

尼崎市寺町、西御園町の一部、西桜木町の一部、東桜木町の一部、西本町北通五丁目の一部、西本町五丁目の一部、汐町の一部

(5) 認証年月日

令和8年6月8日

2 (1) 調査を行った者の名称

西宮市

(2) 調査を行った期間

令和3年7月から令和5年12月まで

(3) 成果の名称

西宮市（小曾根町1-4丁目）の街区境界調査図及び街区境界調査簿

(4) 調査を行った地域

西宮市小曾根町1-4丁目

(5) 認証年月日

令和8年6月8日



**兵庫県告示第617号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第9号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 被処分者

商号又は名称 株式会社オーケイハウジング  
 代表者氏名 代表取締役 古賀 治  
 事務所所在地 神戸市西区白水二丁目6番1号1階  
 免許証番号 兵庫県知事(2)第11963号  
 免許年月日 令和4年11月6日

2 処分の内容  
 免許の取消し

公 告

令和8年兵庫県功労者表彰

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条の規定により、令和8年兵庫県功労者として令和8年5月3日に次の者を表彰した。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

県勢高揚功労(3名)

|        |                                               |                    |
|--------|-----------------------------------------------|--------------------|
| 片岡 愛之助 | 歌舞伎俳優                                         | 東京都中央区<br>(松竹株式会社) |
| 木津 露真  | 元兵庫県茶道協会副会長                                   | 尼崎市                |
| 山口 浩   | ひょうごフィールドパビリオンアンバサダー<br>神戸北野ホテルオーナー／総支配人・総料理長 | 神戸市中央区             |

自治功労(24名)

|        |             |        |
|--------|-------------|--------|
| 牟禮 正稔  | 赤穂市長        | 赤穂市    |
| 尾崎 吉晴  | 福崎町長        | 神崎郡福崎町 |
| 井上 輝俊  | 元宝塚市副市長     | 三田市    |
| 大西 浩志  | 元三木市副市長     | 西宮市    |
| 星山 潤三  | 兵庫県行政書士会副会長 | 尼崎市    |
| 駒田 かすみ | 姫路市議会議員     | 姫路市    |
| 戸田 龍起  | 伊丹市議会議員     | 伊丹市    |
| 森田 俊和  | 加古川市議会議員    | 加古川市   |
| 富川 晃太郎 | 宝塚市議会議員     | 宝塚市    |
| 梶川 美佐男 | 宝塚市議会議員     | 宝塚市    |
| 堀 元子   | 三木市議会議員     | 三木市    |
| 川端 宏明  | 高砂市議会議員     | 高砂市    |
| 鷹尾 治久  | 高砂市議会議員     | 高砂市    |
| 秋田 修一  | 川西市議会議員     | 川西市    |
| 岡 留美   | 川西市議会議員     | 川西市    |
| 小林 千津子 | 小野市議会議員     | 小野市    |
| 中右 憲利  | 加西市議会議員     | 加西市    |
| 横尾 正信  | 朝来市議会議員     | 朝来市    |
| 岸本 眞知子 | 加東市議会議員     | 加東市    |
| 奥田 俊則  | 播磨町議会議員     | 加古郡播磨町 |
| 藤澤 元之介 | 太子町議会議員     | 揖保郡太子町 |
| 首藤 佳隆  | 太子町議会議員     | 揖保郡太子町 |

2名は本人希望により非公表

学術教育功労(17名)

|       |                      |           |
|-------|----------------------|-----------|
| 伊東 久男 | 元兵庫医科大学リハビリテーション学部教授 | 神戸市東灘区    |
| 萱村 俊哉 | 武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授   | 西宮市       |
| 竹西 亜古 | 兵庫教育大学大学院教授          | 京都府京都市右京区 |
| 玉岡 雅之 | 神戸大学大学院教授            | 三木市       |

|         |                 |        |
|---------|-----------------|--------|
| 長 峯 純 一 | 関西学院大学名誉教授      | 宝塚市    |
| 細 見 和 志 | 関西学院大学名誉教授      | 西宮市    |
| 松 下 孝 昭 | 神戸女子大学教授        | 神戸市西区  |
| 三 浦 欽 也 | 神戸女学院大学名誉教授     | 宝塚市    |
| 芳 田 茂 樹 | 大手前大学国際日本学部教授   | 伊丹市    |
| 石 本 昌 嗣 | 姫路女学院中学校・高等学校教頭 | 姫路市    |
| 江 口 理 恵 | 甲南学園甲南小学校甲南幼稚園長 | 神戸市東灘区 |
| 太 田 徳 明 | 神戸星城高等学校教諭      | 加古川市   |
| 神 吉 清 視 | 雲雀丘学園小学校教頭      | 大阪府池田市 |
| 竹 島 伸   | 竹島学園理事長         | 尼崎市    |
| 祢 津 芳 信 | 甲南学園甲南小学校学園長兼校長 | 神戸市灘区  |
| 野 上 耕 一 | 野上学園理事長         | 神戸市中央区 |
| 山 内 守 明 | 前甲南高等学校・中学校校長   | 大阪府堺市  |

**地域活動功勞（16名）**

|         |                       |         |
|---------|-----------------------|---------|
| 稲 見 彰 奏 | 三木市身体障害者福祉協会副会長       | 三木市     |
| 岡 本 民 子 | たじまJ A女性会副会長          | 養父市     |
| 小 島 實   | 神戸市自治会連絡協議会常任理事       | 神戸市灘区   |
| 坂 田 哲 啓 | 阪神北地区薬物乱用防止指導員協議会副会長  | 川辺郡猪名川町 |
| 佐々木 憲 治 | 伊丹市自治会連合会会長           | 伊丹市     |
| 玉 田 恵 美 | NPO法人姫路コンベンションサポート理事長 | 姫路市     |
| 野 崎 俊   | 淡路文化団体連絡協議会会長         | 洲本市     |
| 野 村 和 男 | 宍粟市連合自治会会長            | 宍粟市     |
| 濱 田 時 子 | 加古川市人権啓発推進員協議会会長      | 加古川市    |
| 山 田 実   | 尼崎市子ども会連絡協議会相談役       | 尼崎市     |
| 米 谷 威 慶 | 日本民謡秀教会会長             | 丹波市     |
| 倉 橋 茂登子 | 統計調査員                 | 揖保郡太子町  |
| 黒 田 一 夫 | 統計調査員                 | 西脇市     |
| 芝 地 京 子 | 統計調査員                 | 尼崎市     |
| 中 島 範 子 | 統計調査員                 | 神戸市西区   |
| 西 野 富美子 | 統計調査員                 | 伊丹市     |

**文化功勞（6名）**

|         |                         |        |
|---------|-------------------------|--------|
| 烏頭尾 寧 朗 | 兵庫県洋画団体協議会代表・兵庫県美術家同盟代表 | 神戸市西区  |
| 梅 若 基 徳 | 能楽師観世流シテ方               | 西宮市    |
| 中 春 長 子 | 兵庫県箏絃連盟副理事長             | 神戸市垂水区 |
| 富士田 宗 啓 | 兵庫県茶道協会副会長              | 神戸市灘区  |
| 矢 澤 定 明 | ひょうごプロデュースオペラ合唱団合唱指揮者   | 愛知県豊橋市 |
| 渡 辺 紘 山 | 兵庫県吟剣詩舞道総連盟理事長          | 西宮市    |

**女性活動功勞（6名）**

|         |                     |        |
|---------|---------------------|--------|
| 竹 原 美智子 | 東灘区連合婦人会書記          | 神戸市東灘区 |
| 中 村 日登美 | 兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会理事 | 相生市    |
| 中 山 千須子 | 兵庫県更生保護女性連盟副会長      | 神戸市灘区  |
| 橋 本 正 子 | 兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会理事 | 西宮市    |
| 福 田 節 子 | 兵庫県更生保護女性連盟常務理事     | 川西市    |
| 村 岡 初 美 | 三木商工会議所女性会会長        | 三木市    |

**青少年育成功勞（2名）**

|         |                       |        |
|---------|-----------------------|--------|
| 赤 松 良 平 | 前兵庫県モラロジー青少年団体連絡協議会会長 | 三木市    |
| 坂 口 博 昭 | 兵庫県世界青年友の会理事長         | 加古郡稲美町 |

**防災功勞（3名）**

|         |         |     |
|---------|---------|-----|
| 杉 山 正 秀 | 神戸・心絆代表 | 三木市 |
|---------|---------|-----|

|                   |                      |          |
|-------------------|----------------------|----------|
| 中 田 敬 司           | 神戸学院大学現代社会学部社会防災学科教授 | 広島県広島市中区 |
| 山 崎 栄 一           | 関西大学社会安全学部教授         | 西宮市      |
| <b>消防功勞（6名）</b>   |                      |          |
| 穴 田 泰 久           | 神戸市西消防団団長            | 神戸市西区    |
| 宇 野 正 宏           | 新温泉町消防団団長            | 美方郡新温泉町  |
| 藤 田 次 男           | 明石市消防団団長             | 明石市      |
| 改 發 久 樹           | 前姫路市消防局長             | 揖保郡太子町   |
| 栗 岡 由 樹           | 前神戸市消防局長             | 揖保郡太子町   |
| 高 橋 康 宏           | 前宝塚市消防長              | 宝塚市      |
| <b>福祉功勞（22名）</b>  |                      |          |
| 猪 澤 敏 一           | 兵庫県遺族会常任理事           | たつの市     |
| 市 川 富 夫           | 南あわじ市老人クラブ連合会会長      | 南あわじ市    |
| 小 寺 政 廣           | 兵庫県遺族会理事             | 赤穂郡上郡町   |
| 後 藤 和 子           | 兵庫県婦人共励会理事長          | 赤穂市      |
| 高 谷 俊 英           | 兵庫県保育協会副会長           | 高砂市      |
| 徳 永 寿 江           | 兵庫県断酒会理事             | 神戸市垂水区   |
| 藤 田 智 子           | 兵庫県婦人共励会副理事長         | 相生市      |
| 松 端 信 茂           | 兵庫県知的障害者施設協会会長       | 加東市      |
| 大 西 道 仁           | 乳児ホームるり施設長           | 姫路市      |
| 澤 智 子             | 加古保育園主任保育士           | 加古郡稲美町   |
| 中 野 穰             | 特別養護老人ホームはちぶせの里施設長   | 養父市      |
| 中 野 真知子           | 幼保連携型認定こども園姫路前山保育園園長 | 姫路市      |
| 福 満 久 晃           | 前清流園所長               | 伊丹市      |
| 阿 野 弥生子           | 民生委員・児童委員            | 姫路市      |
| 大 倉 由輝子           | 民生委員・児童委員            | 神戸市垂水区   |
| 中 田 鞆 子           | 民生委員・児童委員            | 川西市      |
| 日 置 啓 子           | 民生委員・児童委員            | 尼崎市      |
| 堀 口 初 恵           | 民生委員・児童委員            | 川辺郡猪名川町  |
| 峯 口 正 吉           | 民生委員・児童委員            | 神戸市東灘区   |
| 小 林 健             | 保護司                  | 加東市      |
| 吉 岡 博 忠           | 保護司                  | 伊丹市      |
| 前 田 きみ代           | 人権擁護委員               | 姫路市      |
| <b>健康功勞（14名）</b>  |                      |          |
| 伊 賀 俊 行           | 西宮市医師会長              | 芦屋市      |
| 奥 舎 保             | 三田市歯科医師会会長           | 三田市      |
| 國 部 伸 也           | 姫路市医師会長              | 姫路市      |
| 関 良 太             | 元兵庫県歯科医師会常務理事        | 尼崎市      |
| 知 原 秀 弥           | 姫路市医師会監事             | 姫路市      |
| 坪 田 照 彦           | 神戸市歯科医師会常務理事         | 神戸市長田区   |
| 上 坂 邦 夫           | 豊岡市立神鍋診療所長           | 豊岡市      |
| 木 村 健             | 兵庫県病院薬剤師会副会長         | 尼崎市      |
| 太 城 力 良           | 元兵庫県病院協会副会長          | 大阪府羽曳野市  |
| 中 馬 淳             | 中馬病院院長               | 宝塚市      |
| 中 川 ふみよ           | 元兵庫県理学療法士会理事         | 神戸市東灘区   |
| 中 村 拓 生           | 兵庫県臨床工学技士会副会長        | 神戸市兵庫区   |
| 宮 軒 将             | 兵庫県精神科病院協会副会長        | 神戸市垂水区   |
| 宗 泰 一             | 兵庫県製薬協会副会長           | 淡路市      |
| <b>生活消費功勞（5名）</b> |                      |          |
| 川 元 隆             | 兵庫県中華料理業生活衛生同業組合副理事長 | 神戸市中央区   |
| 岸 本 行 正           | 兵庫県麺類食堂業生活衛生同業組合副理事長 | 神戸市西区    |

|                    |                        |                    |
|--------------------|------------------------|--------------------|
| 宮内正次               | 兵庫県飲食業生活衛生同業組合副理事長     | 明石市                |
| 岩山利久               | 生活協同組合コープこうべ組合長理事      | 西宮市                |
| 坂本忠彦               | 西播磨消費者団体連絡協議会副会長       | 宍粟市                |
| <b>産業振興功労（21名）</b> |                        |                    |
| 井河原敏夫              | 龍野商工会議所副会頭             | たつの市               |
| 岡林利幸               | 丹波市商工会会長               | 丹波市                |
| 小野康裕               | 市川町商工会会長               | 神崎郡市川町             |
| 小林洋介               | 赤穂商工会議所副会頭             | 芦屋市                |
| 坂本昌文               | 元洲本商工会議所副会頭            | 洲本市                |
| 數原宏幸               | 多可町商工会会長               | 多可郡多可町             |
| 谷渕一彦               | 香美町商工会会長               | 美方郡香美町             |
| 藤原晃一郎              | 神河町商工会会長               | 神崎郡神河町             |
| 吉井満隆               | 神戸商工会議所副会頭             | 芦屋市                |
| 桂井善章               | 兵庫県電設資材卸業協同組合副理事長      | 神戸市灘区              |
| 川夏博志               | 浜坂観光協会会長               | 美方郡新温泉町            |
| 市野達也               | 丹波立杭陶磁器協同組合理事長         | 丹波篠山市              |
| 木村貴洋               | 大阪兵庫生コンクリート工業組合理事長     | 大阪府豊中市             |
| 武部健也               | 兵庫県印刷工業組合理事長           | 神戸市中央区             |
| 福本豊                | 協同組合尼崎工業会理事            | 尼崎市                |
| 山田隆一               | 神戸鉄工団地協同組合副理事長         | 神戸市西区              |
| 木田聖子               | 株式会社チャイルドハート代表取締役      | 神戸市西区              |
| 木下和彦               | 阪神内燃機工業株式会社代表取締役社長     | 神戸市中央区             |
| 佐伯里香               | 株式会社ユーシステム代表取締役        | 芦屋市                |
| 野澤俊也               | 株式会社ノザワ代表取締役社長         | 神戸市東灘区             |
| 村川勝                | 神戸化成株式会社代表取締役社長        | 神戸市灘区              |
| <b>労働・技能功労（7名）</b> |                        |                    |
| 那須健                | 日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長     | 加古川市               |
| 東龍太郎               | 兵庫県洋服技能士会副会長           | 神戸市兵庫区             |
| 池垣五雄               | 兵庫県板金工業組合技能士会会長        | 豊岡市                |
| 池成均                | 兵庫県杜氏組合連合会理事           | 美方郡新温泉町            |
| 岩田明                | 兵庫県石工技能士会会長            | 神戸市須磨区             |
| 大内和彦               | 全日本司厨士協会関西地方本部兵庫県本部副会長 | 姫路市                |
| 中村博幸               | 兵庫県日本調理技能士会会計理事        | 伊丹市                |
| <b>国際協力功労（3名）</b>  |                        |                    |
| ヴィリアム・トルスカ         | 前P&Gジャパン代表社員職務執行者      | アラブ首長国連邦<br>ドバイ首長国 |
| チュオン・クオック・フィー      | 前ニンビン省（旧ハナム省）共産党委員会書記  | ベトナム社会主義共和国        |
| ロジャー・クック           | 西オーストラリア州首相            | オーストラリア連邦          |
| <b>農林水産功労（13名）</b> |                        |                    |
| 芦田昭也               | 兵庫県養鶏協会理事              | 丹波市                |
| 石原武美               | 朝来市農業委員会会長             | 朝来市                |
| 右柳駘典               | 兵庫県配合飼料価格安定基金協会理事      | 明石市                |
| 大田原かづみ             | 元兵庫県女性農漁業士会監事          | 淡路市                |
| 瀧上眞司               | 兵庫県獣医師会理事              | 西宮市                |
| 原口和幸               | あわじ島農業協同組合代表理事組合長      | 南あわじ市              |
| 渕上由美子              | 兵庫県女性農漁業士会会長           | 神戸市西区              |
| 三木秀人               | 兵庫県養蜂振興会会長             | 姫路市                |
| 森本弘昭               | 宍粟市農業委員会会長             | 宍粟市                |
| 山根達夫               | 前養父市農業委員会会長            | 養父市                |

|                     |                      |        |
|---------------------|----------------------|--------|
| 田中吉典                | 農事組合法人豊倉町営農組合代表理事組合長 | 加西市    |
| 名田健吾                | 兵庫県木材業協同組合連合会理事      | 神戸市兵庫区 |
| 福島富秋                | 五色町漁業協同組合代表理事組合長     | 洲本市    |
| <b>食品流通功勞（4名）</b>   |                      |        |
| 佐藤透                 | 姫路市水産物卸協同組合理事        | 姫路市    |
| 中島洋人                | 兵庫県珍味商工協同組合監事        | 神戸市須磨区 |
| 長谷靖人                | 兵庫県蒲鉾組合連合会理事         | 明石市    |
| 藤井浩充                | 兵庫県パン商工組合監事          | 宝塚市    |
| <b>環境功勞（2名）</b>     |                      |        |
| 永井唯晴                | フォレスター松寿代表世話役        | 尼崎市    |
| 能登康夫                | 兵庫県自然保護指導員           | 西宮市    |
| <b>土木建設功勞（5名）</b>   |                      |        |
| 秋庭弘吉                | 兵庫県測量設計業協会副会長        | 養父市    |
| 北村聡一郎               | 兵庫県建設業協会理事           | 姫路市    |
| 下土井光                | 兵庫県建設業協会理事           | 淡路市    |
| 前川真一郎               | 兵庫県建設業協会理事           | 加古川市   |
| 山下聖一郎               | 兵庫県建設業協会副会長          | 神戸市東灘区 |
| <b>まちづくり功勞（11名）</b> |                      |        |
| 青木隆                 | 兵庫県宅地建物取引業協会理事       | 豊岡市    |
| 上田達也                | 兵庫県建築士会副会長           | 姫路市    |
| 駒田大誠                | 兵庫県管工事業協同組合連合会副理事長   | 尼崎市    |
| 高谷俊則                | 兵庫県空調衛生工業協会副会長       | 加古川市   |
| 塚本栄                 | 兵庫県電業協会副会長           | 姫路市    |
| 東郷進                 | 全日本不動産協会兵庫県本部副本部長    | 姫路市    |
| 中岡功                 | 兵庫県屋外広告美術協同組合副理事長    | 神戸市西区  |
| 林幹夫                 | 兵庫県造園緑化組合連合会理事       | たつの市   |
| 増野宏                 | 兵庫県建築士事務所協会常任理事      | 西宮市    |
| 三浦靖和                | 兵庫県不動産鑑定士協会理事        | 高砂市    |
| 渡部健一                | 兵庫県宅地建物取引業協会専務理事     | 神戸市東灘区 |
| <b>地域安全功勞（5名）</b>   |                      |        |
| 今垣均                 | 三田交通安全協会会長           | 三田市    |
| 竹中敏勝                | 神戸西交通安全協会会長          | 神戸市西区  |
| 藤田光男                | 明石防犯協会会長             | 明石市    |
| 正岡康子                | 尼崎市保護司会会長            | 尼崎市    |
| 見坂正美                | 西脇多可防犯協会副会長          | 西脇市    |

~~~~~

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目
1	三田市高次一丁目364番1	385.07	宅地
2	西宮市里中町一丁目50番	188.27	宅地
3	姫路市夢前町前之庄字荒神山30番193	192.04	宅地
4	姫路市大寿台二丁目510番15	1080.39	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
令和8年6月19日（金）から同年7月16日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

5 入札の方法、場所及び受付期間

- (1) 方法
入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
- (2) 場所
前記3に同じ
- (3) 受付期間
令和8年7月17日（金）から同年8月13日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）
- 6 開札の場所及び日時
 - (1) 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - (2) 日時
令和8年8月17日（月）午後2時から
- 7 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
 - (2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
 - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班
電話（078）362-3111



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年6月19日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
グループウェア掲示板クラウド移行業務
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 履行期間
契約日から令和9年3月31日（水）まで
 - (4) 入札方法
上記(1)の業務について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿

に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を、受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館10階

兵庫県企画部デジタル改革課 情報基盤運用班

電話 (078)341-7711 内線79173

電子メールアドレス sysad@pref.hyogo.lg.jp

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年6月19日(金)から同年7月3日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時および場所

令和8年7月30日(木)午前11時 兵庫県庁1号館7階会議室

- (4) 入札書等の提出期限

上記(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和8年7月29日(水)午後5時までに上記(1)の住所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額を、令和8年7月28日(火)正午までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合(財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条第1項第1号)は、この限りではない。

- (3) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、次に掲げる場合等財務規則第100条の規定に該当する場合は、この限りではない。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し誠実に履行した実績があり、契約締結までに県が指定する誓約書を提出し県が認めた場合

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年8月13日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。ただし、申込書に代理人の職・氏名が記載されており、入札当日に顔写真付き公的書類により本人確認ができる場合は、この限りではない。

ク 入札金額は特に指示された場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

ア 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出すること。

イ 詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of the head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the service to be required:

Cloud migration of the groupware bulletin board

(3) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 July 3, 2026

(4) Deadline for tender:

11:00 July 30, 2026 by direct delivery

17:00 July 29, 2026 by mail

(5) Office to contact concerning the notice:

Digital Government Development Division,

Policy Planning & Regional Revitalization Department,

Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 79173



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年6月19日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

I E モードサポート終了に伴う人事給与及び総務事務システム改修等業務委託契約 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県企画部デジタル改革課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年5月11日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町4丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
80,377,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。



軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	B309672	令和10年5月29日	加古川市	東播磨県民局	令和8年5月22日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パークアーバン朝霧
所在地 明石市朝霧南町1丁目488番地の13外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ 外4者	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	岩山利久
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ 外1者	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	木田克也
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ 外1者	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	岩山利久

- 4 変更年月日
令和3年6月16日
- 5 届出年月日
令和8年6月2日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和8年6月19日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和8年10月19日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コープ西宮東
所在地 西宮市小松北町1丁目6番44号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	米山学朋
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	大山一也
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	米山学朋
- 4 変更年月日
令和8年4月1日
- 5 届出年月日
令和8年5月26日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和8年6月19日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年10月19日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エコール・なじお

所在地 西宮市名塩新町8番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社KUL	大阪市中央区本町4丁目3番9号	田中伸和
---------	-----------------	------

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西都市居住サービス	大阪市中央区本町2丁目1番6号	中瀬弘実

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社KUL	大阪市中央区本町4丁目3番9号	田中伸和

4 変更年月日

令和8年4月1日外

5 届出年月日

令和8年6月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年6月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年10月19日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ニトリ三木店
 所在地 三木市大村561番地外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府中央区北浜4丁目1番1号 淀屋橋ゲートタワー25階	北 哲 弥
- 3 変更事項
 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府中央区農人橋2丁目1番36号	北 哲 弥
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪府中央区北浜4丁目1番1号 淀屋橋ゲートタワー25階	北 哲 弥
- 4 変更年月日
 令和8年5月11日
- 5 届出年月日
 令和8年6月3日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
 令和8年6月19日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和8年10月19日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 B i V i 土山

令和8年6月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市中広字東沖1576番14の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市平成町168番地
弘工株式会社 代表取締役 小宮清治
- 3 許可年月日及び許可番号
令和7年12月25日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-12-2号(6赤穂)

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第124号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年6月19日

兵庫県公安委員会

委員長 高見澤 恵美子

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。)
 - (2) 実施期日
 - ア 新規取得講習
令和8年7月21日(火)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の6日間
 - イ 追加取得講習
令和8年7月24日(金)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の3日間
 - (3) 実施場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
 - (4) 修了考査の実施
新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和8年7月28日(火)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。
- 2 受講定員
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。
- 3 受講対象者
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
 - ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務

に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和8年6月23日(火)から同月25日(木)までの間(午前9時から午後4時まで)

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨をそれぞれ通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和8年7月1日(水)から同月7日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで)

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「申込書」という。)1通

(ロ) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(イ) 申込書1通

(ロ) 指導教育責任者資格者証等の写し

(ハ) 次に掲げるいずれかの書面

- a 3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書
- b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は、返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

- (1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。
- (2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。
- (3) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (4) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166